ホ　その他の管理措置

(1)　医療法人情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずべき当該医療法人情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。

(2)　(1)の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

三　前二号に掲げる者以外の者　次に掲げる措置

イ　物理的管理措置

(1)　医療法人情報を取り扱う区域を特定すること。

(2)　医療法人情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限及び当該区域の状況の常時監視をするための措置を講ずること。

(3)　医療法人情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。

(4)　医療法人情報を削除し、又は医療法人情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

ロ　技術的管理措置

(1)　医療法人情報を取り扱う電子計算機等において当該医療法人情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

(2)　医療法人情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。

(3)　医療法人情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う医療法人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

ハ　その他の管理措置

(1)　医療法人情報の提供を受けた者が、医療法人情報の適正管理に関して相当の経験を有するか又はそれと同等以上の能力を備えること。

(2)　医療法人情報に係る管理簿を整備すること。

(3)　医療法人情報の提供を受けた者以外の者が、医療法人情報の提供を受けた者による自己点検の適正性の確認を行うこと等の監査を行うこと。

(4)　医療法人情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における処理の手順をあらかじめ定めること。

(5)　医療法人情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずべき当該医療法人情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。

(6)　(5)の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

（令第五条の十四の二第三項の厚生労働省令で定める書面）

第三十九条の二の八　令第五条の十四の二第三項の厚生労働省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書とする。

一　手数料の額

二　手数料の納付期限

三　その他必要な事項

（令第五条の十四の三第一項第二号の厚生労働省令で定める業務）

第三十九条の二の九　令第五条の十四の三第一項第二号の厚生労働省令で定める業務は、法第六十九条の三に規定する統計及び統計的研究又は医療法人情報を利用して行う業務であつて、良質かつ適切な医療の効率的な提供に特に資すると厚生労働大臣が認めるものとする。

（新設）

（新設）